

年金あれこれ

住所変更の手続き等はお済みですか？

現在、社会保険庁では「ねんきん特別便」について、昨年12月から3月にまで随時発送をしています。「ねんきん特別便」は基礎年金番号に結び付いていない約5,000万件の記録について名寄せをした結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせするものです。「ねんきん特別便」を確実にお届けするために、下記に該当する方は手続き等をお願いします。

1. 住所変更の届出がお済みでない方

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、以下の手続き先で手続きをお願いします。

- ・国民年金第1号被保険者
 - ・厚生年金加入者
 - ・国民年金第3号被保険者
 - ・年金受給者
- } 厚生年金加入者の方のお勤め先の社会保険担当者の方
- ・役場住民課戸籍年金係
 - ・旭川社会保険事務所

2. 結婚等で名字が変わった方

結び付く可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

3. 「ねんきん特別便」の内容の確認と確認後の回答

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録に漏れがないか十分にご確認いただき、

- ・訂正がない場合・・・「確認はがき」
- ・訂正がある場合・・・「年金加入記録照会票」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

保険料の納付を忘れずに・・・納めて安心・・・国民年金

福祉灯油等購入の助成を行っています

町では灯油の高騰に伴い、低所得世帯を対象に燃料費等の助成を行っています。

対象となる方は平成20年1月1日現在で和寒町に住所を有し、居住する方で平成19年度町民税非課税世帯で次のいずれかに該当する世帯です。助成を受けるためには2月15日までに申請が必要ですので、印鑑持参のうえ、保健福祉センターで手続き願います。（代理申請も可能）

詳しくは、保健福祉センターまでお問い合わせください。

対象世帯

老人世帯 65歳以上（平成20年1月1日現在）の老人世帯（単身世帯含む）

重度心身障がい者世帯

療育手帳、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯、かつ、その者が同居している者

ひとり親世帯 母子、父子の方で18歳未満の児童を扶養している世帯

助成額 町の灯油購入単価に一世帯当たり100リットル乗じて得た額。灯油以外の場合は灯油100リットル相当分の商品券支給

申請先 保健福祉課福祉係（32-2000）

【ねんきん特別便】に係る相談会を開催

旭川社会保険事務所の主催による「ねんきん特別便」が届いた方を対象とした相談会が開催されます。社会保険事務所の職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

1. と き：平成20年2月19日（火曜日）
午前10時から午後3時まで
2. ところ：町民センター 3階 大集会室
3. 持参物：ねんきん特別便（送られてきた封書）
年金手帳など加入記録がわかる物
年金証書（年金を受給されている方）
その他参考になる資料等

なお、当日は電話でのご相談はお受け出来ませんのでご注意願います
相談窓口が限られていますので、お待ちになる場合があります。



ご不明な点は、
役場住民課戸籍年金係（32-2421）または、
旭川社会保険事務所（0166-26-4481）
へお問い合わせください。